

# 住みやすい町に向けた 住宅政策情報

町では、町内への移住・定住を促進するとともに、若い世代が魅力的な住宅を確保できる環境を提供するため、住宅の新築、中古住宅の購入や住宅のリフォームに対し必要な経費の一部を補助しています。

## 1 新築住宅への補助事業

事業名	補助条件および補助限度額
若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業	町分譲宅地に新築住宅を建設する方 40歳未満の申請者（町分譲地売買価格の1/5） 30歳未満の申請者（町分譲地売買価格の2/5）
多世帯近居住宅支援事業（新築）	新たに直系親族と同居する方（ただし、直系卑属の単独世帯は除く） 敷地面積が200㎡以上であること 補助限度額50万円（対象経費の10/10）
定住に向けた住宅新築促進事業	南越前町内に新築住宅を建設し、居住する方 補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 補助限度額50万円（対象経費の1/10）
南越前町住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業	南越前町内に町内建築業者により新築住宅を建設し、居住する方 南越前町の住宅関係補助制度に採択（新築住宅）されていること 補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 補助限度額30万円（定額）

## 2 中古住宅への補助事業

事業名	補助条件および補助限度額
多世帯近居住宅支援事業（中古住宅購入）	新たに直系親族と同居する方（ただし、直系卑属の単独世帯は除く） 同居するために、一戸建て中古住宅を購入する方 敷地面積が200㎡以上であること 補助限度額50万円（対象経費の10/10）
子育て世帯と移住者への住まい支援事業（購入）	ふくい空き家情報バンクに登録されている住宅の購入 18歳未満の子どもと同居する世帯 県外からの移住者または福井県内に移住して2年以内の方 補助限度額50万円（対象経費の1/3）

## 3 リフォーム住宅への補助事業

事業名	補助条件および補助限度額
多世帯同居リフォーム支援事業	新たに同居世帯数が1以上増加する方 間取りの変更、バリアフリー、手摺りの設置、段差解消等の増改築、改装等 補助限度額90万円（対象経費の1/2）※町内に本店、営業所を有する業者
子育て世帯と移住者への住まい支援事業（リフォーム）	ふくい空き家情報バンクに登録されている住宅のリフォーム 18歳未満の子どもと同居する世帯 県外からの移住者または福井県内に移住して2年以内の方 補助限度額50万円（対象経費の1/3）

※補助事業は、予算の範囲内または募集件数に達し次第、打ち切らせていただくことがあります。

■ 申込み・問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003

ご不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。